

静岡県告示第598号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年7月2日

静岡県知事 川勝平太

1 施行者の名称

静岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画道路事業 3・3・97号 宮前岳美線

3 事業施行期間

令和3年7月2日から令和10年3月31日まで

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

静岡県静岡市葵区千代田一丁目、千代田二丁目、千代田三丁目、千代田四丁目、上足洗三丁目、上足洗四丁目、竜南一丁目地内

(2) 使用の部分

なし

=====

静岡県告示第599号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年7月2日

静岡県知事 川勝平太

1 施行者の名称

静岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画道路事業 3・4・20号 東町大岩線

3 事業施行期間

令和3年7月2日から令和10年3月31日まで

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

静岡県静岡市葵区東町、横田町、音羽町、瓦場町、春日町地内

(2) 使用の部分

なし